

2013年2月27日

関西国際戦略総合特別区域地域協議会事務局

〔 京都府、大阪府、兵庫県、
京都市、大阪市、神戸市、関西経済連合会 〕

成長戦略への位置づけによる
「国際戦略総合特区制度」の活用・強化に関する要望について

「関西イノベーション国際戦略総合特区」が特区指定を受けて1年が経過し、この間、全国の国際戦略総合特区の中で最も多いプロジェクトが計画認定を受け、順調に進捗しているところです。しかし、総合特区制度の活用・推進にあたっては、規制緩和に関するスピード感の欠如や総合特区推進調整費の低い執行率等の課題があり、期待された政策効果が十分に発揮できているとは言えないのが現状です。

そこで、国際戦略総合特区制度の成長戦略への位置づけ、およびその改善について、別添のとおり「成長戦略への位置づけによる『国際戦略総合特区制度』の活用・強化に関する要望」として取りまとめ、政府はじめ関係先へ要望することとしましたので、お知らせいたします。

以上

成長戦略への位置づけによる
「国際戦略総合特区制度」の活用・強化
に関する要望

2013年2月

関西国際戦略総合特別区域地域協議会

国際戦略総合特区制度は、「総合特別区域法(平成23年6月29日法律第81号)」に基づき、わが国経済をけん引することが期待される産業の国際競争力強化に必要な政策課題の解決のため、地方公共団体が主体的に行う取り組みに対して、国が規制の特例措置等の施策を総合的かつ集中的に講じる制度として制定されました。関西では、関西イノベーション国際戦略総合特区が、平成23年12月に政府の地域指定を受けました。

関西の特区では指定から1年を経て、全国の国際戦略総合特区の中で最も多い26のプロジェクトが政府の計画認定を受けております。さらに現在、共同申請した京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市と経済界が一体となり、特区全体のイノベーションを加速させるプラットフォームづくりを進めています。これにより、医薬品、医療機器、先端医療技術（再生医療等）、先制医療、スマートコミュニティ、バッテリー（蓄電池）の6つの成長分野において、研究開発から実用化、産業化のスピードアップを図ってまいります。

しかしながら、総合特区制度の活用・推進にあたっては、規制緩和に関するスピード感の欠如や総合特区推進調整費の低い執行率等の課題があるのが現状であり、総合特別区域法の制定と特区地域指定により期待された政策効果が十分に発揮できているとはいえません。こうした状況に鑑み、昨年7月、関西広域連合との連名で『「国際戦略総合特区制度」に関する要望』を取りまとめ、規制緩和の速やかな実現や総合特区推進調整費の積極的活用を政府に求めましたが、はかばかしい進展はなく、民間企業にとって総合特区制度を活用するメリットが不明瞭であると言わざるを得ません。

日本経済再生本部では、喫緊の重要政策課題として、エネルギー・環境関係、健康・医療関連等を規制改革の重点分野とし、特に、世界にわが国の医療関連産業が展開して国富の拡大につながるよう大胆な改革を推進すること、また、課題解決志向を重視した研究開発を推進する科学技術・イノベーション立国を実現するため、世界で最もイノベーションに適した環境を整えるなどの方針を示されました。つきましては、新政権の3本の矢の一つである「成長戦略」の柱として、国際戦略総合特区制度の重点的活用を位置づけ、産業競争力会議や規制改革会議、総合科学技術会議で策定される規制改革やイノベーション推進などの諸施策を、特区指定地域に集中的に講じていただくよう強く求めます。成長分野における産業の国際競争力強化を目指した関西の先行的な取り組みを十分に活用することが、わが国経済の再生・成長に大きく貢献できるものと確信いたします。

あわせて、現行の国際戦略総合特区制度が本来の機能を果たし、政策効果を最大限発揮するためにも、順次、以下4項目の改善を進めていただくよう要望いたします。

1 規制緩和の速やかな実現

規制緩和の速やかな実現に向け、特区における規制の特例措置に関する方針検討や決定を、規制改革会議等が行い、各府省はその意見に沿った対応を進めて頂きたい。その上で、国と地方の協議にて合意を得た事項については、関連する法・政省令の改正など、必要な措置を速やかに実施されたい。

また、規制の特例措置が実現しない場合には、各府省は取組み状況の説明責任を公開の場で果たされたい。

<関西が求める規制の特例措置の例>

- ・革新的な医薬品・医療機器・再生医療等の早期創出のための薬事戦略相談や、実地調査等を実施する機能（PMDA-WE ST機能）を関西に整備
- ・ヒト幹細胞を用いた臨床研究の実施にかかる手続きの特例
- ・高度医療に関する権限委譲

2 総合特区推進調整費の積極活用

総合特区推進調整費は、現時点で予算の1割ほどしか執行されておらず、制度上活用が困難となっていると言わざるを得ない。ついては、地域からの提案に迅速に対応でき、内閣府の裁量で独自に予算配分や用途を定めることができるなど、積極的な活用が可能となるように制度変更を図られたい。特に、各府省の既存事業の補完にしか充当できない現状の運用を改め、地域からの新規の取組みにも充当できるように制度変更を求める。

将来的には、総合特区推進調整費を地方公共団体に一括配分し、必要な事業を地域の責任において執行できるようにされたい。

3 支援措置の適用区域の追加

特区指定後、その目標達成に大きく貢献する事業の追加や熟度が高まったために必要となった区域の追加について、できる限り柔軟・簡素な手続きとされたい。将来的には、区域追加の手続きに関しても地方公共団体に委譲されたい。

また、現在のようなスポット的な指定だけでなく、広く面的に支援措置を受けられるような区域設定も検討されたい。

4 税制の大胆な拡充

外資系企業誘致なども視野に入れ、アジア諸国の経済特区に対する競争力を高めるため、大胆な税制措置を導入されたい。

また、各特区において地方公共団体の独自支援策として実施する地方税の軽減措置の効果が国税により減殺されないよう、地方税軽減相当額を益金不算入とする課税の特例を設けるなどの措置を図られたい。

さらに、平成26年3月31日までとなっている租税特別措置は延長するとともに、所得控除を受ける対象となる指定要件等については抜本的な緩和を図られたい。

以 上

2013年2月

関西国際戦略総合特別区域地域協議会

会長 (公社)関西経済連合会会長 森 詳介

副会長 兵庫県知事 井戸 敏三